

専門実践教育訓練給付金制度のご案内

大宮医療専門学院では、柔道整復師科夜間部の講座が平成 29 年 4 月 1 日付で専門実践教育訓練の教育給付金の対象講座として、厚生労働大臣の指定を受けました。

<専門実践教育訓練給付金制度について>

労働者や離職者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。受講者が支払った教育訓練経費のうち、50%を支給（上限 120 万円）。さらに、受講修了日から 1 年以内に資格取得等し、雇用保険被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には 20%を追加支給。（合計 70%、上限 168 万円）。給付期間は原則 2 年（資格につながる場合は最長 3 年）。

【支給対象者】

- ① 初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して 2 年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。
- ② 以前に教育訓練給付金を受給し、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に 3 年以上雇用保険被保険者期間を有している方(平成 26 年 10 月 1 日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合であっても、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに 3 年以上経過している方は支給対象となります)。

【給付金支給までの流れ】

- ① 大宮医療専門学院の説明会に参加
- ② ハローワークに相談「支給要件照会」
- ③ 大宮医療専門学院の入学試験を受験、合格
- ④ ハローワークで「訓練前キャリアコンサルティング」と「受講前申請」（入学 1 か月前まで）
訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングで就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブカードの交付を受けた後、「教育訓練給付金及び教育訓練給付金受給資格確認票」などの書類をハローワークへ提出します。
- ⑤ ハローワークへ「支給申請」（受講開始日から 6 か月ごと）

※ 詳細につきましては、ハローワークにお問い合わせください。